

5月5日~11日

の国々が協力して子どもの健やかな成長をあたたかく支援していくことを求めています れることのないよう、子どもの権利条約.(政府の訳では「児童の権利に関する条約」) を定め、世界 が義務づけられています。 また、国連でも、 差別や不当な取り扱いによって、子どもの権利が侵害さ 況から子どもたちを守るために、私たちには児童福祉法で福祉事務所や児童相談所へ通告すること で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損ないます。これらの見過ごしてはならない状 な状況が報道されています。児童虐待は人格形成期にある児童の心身に重大な影響を与える行ち 野、ニュースや新聞などで父母や養育者から暴力、せっかんなどを受けている子どもたちの悲

別



ダイオキシン類濃度調査結果

平成10年8月および平成11年2月に実施した、市内大気中 のダイオキシン類濃度調査結果についてお知らせします。また、 平成11年1月に実施した、下河内中公園での土壌再調査結果 についても、併せてお知らせします。

調査日時

大気▶夏季...平成10年8月25日▶冬季...平成11年2月2日 土壌再調査...平成11年1月20日

調査結果

大気調査

(pg-TEQ/m³)

	13				
調査地点	夏季	冬季	年平均值		
上 久 保 公 園	0 23	0 35	0 29		
下河内中公園付近	0 31	0 .35	0 33		
第一環境センター付近	0 27	0 29	0 28		
新狭山公園	0 35	0 33	0 34		
三市一町行政境付近	① 0 43 ② 0 41	0 51	0 <i>4</i> 7		
フラワーヒル西公園	0 29	0 50	0 40		
狭 山 市 役 所	0 24	0 .15	0 20		

三市一町行政境付近は二重測定

土壤再調查

(pg-TEQ/g)

調査地点	調	查	結	果	
下 河 内 中 公 園 (2地点を測定)	1	120	2	120	

pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム。TEQ(毒性等価換算濃度 の略」はいろいろなダイオキシンを最も毒性の強いダイオキシンに 換算して表したもの

調査報告

- 冬季環境大気中におけるダイオキシン類濃度は、0.15~ **0 51**pg-TEQ/m³を示し、年平均値では **0 20~0 47**pg-TEQ/m³ となり、全ての地点で環境庁で設定している大気環境指針(年 平均値0 8pg-TEQ/m³以下 を下回るものでした。
- 昨年9月の土壌調査で250pg-TEQ/gを示した下河内中公 園の再調査では、調査箇所の2か所とも前回の約半分の値、 120pg-TEQ/gであり、環境庁の土壌の暫定的なガイドライン値 (1 000pg-TEQ/g を下回るものでした。異性体の分布により、前 回調査同様、PCPなどの農薬の影響が考えられます。なお、同公 園は芝生に覆われており、特に対策をとる必要はないと考えられます。

問い合わせダイオキシン対策チームへ内線3651

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。問い合わせや申し込みなどは⇒の記号で表示します。 市役所の代表電話番号は☎042 - 953 - 1111です。

子どもたちの心身を傷つけ、 健やかな成長や発達を損なう児童虐待

虐待に気づいたら

して援助にあたります。 連絡してください。関係機関と連携 ときは、福祉事務所か児童相談所に 子どもの様子から虐待が疑われる

が繰り返されると考えられるときは の後の対応を行います。 受けた福祉事務所、児童相談所がそ が必要な場合には、警察から医療機 の安全確保に努めてください。医療 速やかに警察に連絡し子どもの身体 ときや、子どもを家庭に帰すと虐待 や脱水症状などで生命が危ぶまれる の放棄などの虐待の結果、重い外傷 関に連絡をします。警察から連絡を また、子どもが身体的暴力や養育

児童福祉法第25条では、「保護者

ることが不適当であると認める児童 ならない」と通告義務を定めていま または児童相談所に通告しなければ を発見した者は、これを福祉事務所 のない児童または保護者に監護させ

ないと定めたもので、発見者に虐待 て通告してください。 もの生命や権利を守ることを優先し 待であるかどうかの判断よりも子ど を負わせるものではありません。虐 について通告したことの適否の責任 ると認めれば、通告しなければなら に監護させることが「不適当」であ この規定は、発見した人が保護者

通告を受けた福祉事務所や児童相 通告についての秘密保持

談所は、通告の内容や通告者につい

と家庭への援助を行います。 ありません。関係機関などが十分な ての情報などを、親に伝えることは 運絡を取り合いながら協力して児童

児童相談室:内線1535 所沢児 ■相談所:☆992 - 4152 児童福祉課:内線1533 家庭

世界各国が子どもたちの成長を支援

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

していくことを求めています。 もの健やかな成長をあたたかく支援 約では、世界の国々が協力して子ど り扱いによって、子どもの権利が侵 国でも、いろいろな差別や不当な取 がいます。また、先進国といわれる しんでいる、たくさんの子どもたち ともなく、さまざまな状況の中で苦 なお、救いの手を差しのべられるこ 広く認めるものです。世界では、今 は、世界中の子どもの基本的人権を では「児童の権利に関する条約」) 害されています。このため、この条 「子どもの権利条約」(政府の訳

条約のあゆみ

効しました。1994年4月22日、日 連総会で採択され、その20周年に当た 内で発効しました。 の条約を批准し、同年5月22日から国 本は国連加盟国の中で158番目にこ 20か国の締結により翌年9月2日に発 の権利条約」が国連総会で採択され、 した。1989年11月20日、「子ども る1979年を国際児童年に指定しま 1959年、「児童の権利宣言」が国

児童福祉課へ内線1533 問い合わせ

子どもの権利条約に関する主な内容

①18才未満のすべての子どもを対象

②国籍、民族、 などで子どもを差別することを禁止 とします しています 出身地、 性別、障害

切かを考慮しましょう ③子どもの成長のために何が最も大

④両親は子どもを守り、指導する責

任があります を自由に表明し、自分を自由に表現 ⑦子どもは自由に考え、自分の意見 から引き離してはいけません ⑥両親の意思に反して子どもを両親 大限に保障されなければなりません ち、生きていくことと成長・発達が最 5子どもは、生命に対する権利を持

を得て、十分かつ相応な生活を送る ⑩障害のある子どもは、その尊厳を ⑨家庭環境を奪われた子どもは、**保** な取り扱いから守られるべきです ⑧子どもは虐待、放任、搾取等不当 し、自由に集うことが認められるべ 確保され、自立と社会参加への支援 護及び援助が与えられるべきです

ことができなければなりません

①すべての子どもは、教育を受ける 権利があります

②子どもは法律に反して自由を奪わ れることや、搾取されることから保 合も適正に取り扱われなければなり 護されます。また、自由を奪われた場

③この条約の内容を大人にも子ども にも広く知らせなければなりません